

○上田市市街地再開発事業等補助金交付要綱

平成18年3月6日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に規定する第1種市街地再開発事業を施行する個人施行者及び市街地再開発組合（関係権利者の3分の2以上が参加している市街地再開発準備組合を含む。）並びに優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号）に規定する優良建築物等整備事業を行う者（以下あわせて「施行者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年上田市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業、対象経費及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項に掲げる経費の範囲及び額の算定方法は、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年建設省住街発第47号）に定めるところによるものとする。

(補助金交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、市税の滞納がないこととする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して事前に市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画表
- (2) 年度別事業計画内訳書
- (3) 交付申請額の算出方法の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第5条 申請者は、規則第5条第3号及び第4号の規定による承認の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。市街地再開発事業等変更承認申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。市街地再開発事業等中止・廃止承認申請書（様式第2号）

(補助事業の遂行状況の報告)

第6条 申請者は、補助事業の遂行状況について、毎会計年度各四半期（第4四半期を除く。）ごとに市街地再開発事業等遂行状況報告書（様式第3号）を当該期間経過後速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 補助金調書
- (3) 事業計画費等支払内訳
- (4) 発生物件等控除額調書
- (5) 残存物件調書
- (6) 図面

(7) 事業完了写真

(8) その他参考となる資料

- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日以降速やかに行うものとする。ただし、補助金の交付決定があった日の属する年度を超えることはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上田市市街地再開発事業等補助金交付要綱（平成3年上田市告示第31号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

対象事業	対象経費	補助率
市街地再開発事業	1 次に掲げる調査設計計画に要する経費の合計額 (1) 事業計画作成費 (2) 地盤調査費 (3) 建築設計費 (4) 権利変換計画作成費	3分の2以内
	2 次に掲げる土地整備に要する経費の合計額 (1) 建築物除却等費 (2) 仮設店舗等設置費 (3) 補償費等	3分の2以内
	3 次に掲げる共同施設整備に要する経費の合計額 (1) 空地等整備費 (2) 供給処理施設整備費 (3) その他の施設等の整備費	3分の2以内
	4 事業に附帯する事務に要する経費	3分の2以内
優良建築物等整備事業	1 次に掲げる調査設計計画に要する経費の合計額 (1) 事業計画作成費 (2) 地盤調査費 (3) 建築設計費	3分の2以内
	2 次に掲げる土地整備に要する経費の合計額 (1) 建築物除却等費 (2) 整地費 (3) 補償費等	3分の2以内
	3 次に掲げる共同施設整備に要する経費の合計額 (1) 空地等整備費 (2) 供給処理施設整備費 (3) その他の施設の整備費	3分の2以内

備考 市街地再開発準備組合が施行する事業にあっては、事業計画作成費及び事業に附帯する事務に要する経費のみとする。

様式省略